

学校におけるいじめ防止等に関する事業【別冊資料】

【目次】

令和元年度 いじめ防止対策に係る事業（予算）-----	1
いじめ防止対策推進法（概要）-----	3
鹿児島県いじめ防止基本方針の概要-----	4
学校いじめ防止基本方針	
・ 中学校-----	5
・ 高等学校-----	7
【道徳教育】実践例	
・ 小学校-----	13
・ 中学校-----	19
【いじめ問題の未然防止のための人権教育実践例集「仲間づくり」】-----	22
【いじめ問題を考える週間】の取組	
・ 中学校-----	25
・ 高等学校-----	32
【校内研修】	
・ 人権教育研修資料-----	40
・ 県立高校研修資料-----	44
【県総合教育センターにおける研修】	
・ 「生徒指導実践力・チーム力向上プログラム」-----	46

令和元年12月23日（月）

県 教 育 委 員 会

令和元年度 いじめ防止対策に係る事業

	事業名	当初予算	事業内容
1	道徳教育事業総合支援事業	6,442,000円 (国10/10)	道徳教育の効果的な指導方法や、道徳科の評価及び推進体制に係る授業研究会や研究協議会を開催するとともに、地域教材等の活用による地域の特性を生かした道徳教育の実践・普及に取り組み、道徳教育に関する教職員の資質向上及び県民の理解と意識の向上を図る。
2	いじめ防止子どもサミット	－ 円	県内の児童生徒がさまざまな活動を通して交流したり、主体的に議論し合ったりするなどの取組を通して、いじめの防止について地域や校種を超えて共に考えさせる。
3	「いじめ問題を考える週間」の取組	－ 円	学期始めに、すべての公立学校の全学級において、いじめ問題に関する授業を実施し、児童生徒にいじめは絶対に許されない行為であること、絶対に自ら命を絶ってはならないこと等を伝えることにより、いじめ問題の解決を図る。
4	子供のこころのSOS相談事業 ① 高等学校への臨床心理士等派遣  ② SNSを活用した相談・通報事業及び学校ネットパトロール  ③ SOSの出し方に関する教育	8,515,000円 (国2/3, 県1/3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺対策やいじめ等の問題行動・不登校の対応に当たっては、学校における教育相談等の体制を充実することが重要である。このため、臨床心理士等又は臨床心理士に準ずる者を高等学校に配置し、生徒の自殺対策の強化や問題行動等の解決を図る。</li> <li>・相談アプリ又はウェブサイトによる、双方向のやりとりを通し、児童生徒の悩みの解決を図る。また、学校非公式サイト等への問題のある書き込みや画像について監視し、学校等へ情報を提供するなど、ネットいじめ防止対策を推進する。</li> <li>・児童生徒が問題や悩みを抱えたとき、どのようにして助けを求めればよいのかを具体的かつ実践的な方法で児童生徒が学ぶ機会を設ける。</li> </ul>
5	問題行動等未然防止重点化事業	230,000円 (県10/10)	問題行動、不登校の未然防止、初期対応に焦点を置き、事前調査結果をもとにした児童生徒の心情の変化を分析した上で、学校の実情に適した専門家を派遣する。
6	いじめ対策リーフレットの作成「家庭用」	210,000円 (国1/3, 県2/3)	いじめ問題の理解と適切な対応の在り方についてまとめたリーフレット等を配布

7	いじめ対策必携の作成 「教職員用」	360,000円 ※平成27年度 改訂時 (県10/10)	いじめ問題の理解と適切な対応の在り方について、いじめられている子どもを出すサインや各学校における体制の整備などを内容とする教職員向けの小冊子を配布する。
8	かごしま教育 ホットライン24	23,474,000円 (国1/3, 県2/3)	いじめ問題等に悩む児童生徒や保護者が、いつでも相談できるよう夜間・休日を含めた24時間対応可能な相談体制の整備を行い、いじめ問題の早期解決を図る。
9	「生徒指導実践力・チーム力向上プログラム」	2,878,000円 (県10/10)	いじめ問題や不登校等の諸問題の解決に向けて、生徒指導上の実践的な力とともに、地域や関係機関と連携しながらチームとして対応できる教職員の生徒指導力の向上を図る。
10	スクールカウンセラー配置事業	49,372,000円 (国1/3, 県2/3)	いじめや不登校など、悩みを抱える児童生徒やその保護者に対する教育相談を行うため、児童生徒への心理的な支援に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを学校に派遣する。
11	生徒指導アドバイザー事業 ① 生徒指導アドバイザー派遣  ② 臨床心理相談員（非常勤職員）の配置	3,787,000円 (県10/10) 912,000円  2,875,000円	・いじめ、不登校など児童生徒を取り巻く様々な状況に適切に対応するため、学校に生徒指導アドバイザーを派遣し、教職員及びPTAの研修や生徒指導体制などに関する助言等を行うとともに、必要に応じて児童生徒、保護者の教育相談を行う。 ・必要に応じて学校への緊急派遣や困難事案への早急な対応や情報収集を行う。
12	スクールソーシャルワーカー活用事業	4,864,000円 (国1/3, 県2/3)	福祉等関係機関との連携を通じた児童生徒の生活環境等への働きかけにより、児童生徒の課題解決を図るため、福祉等の専門的な知識や経験を有するスクールソーシャルワーカーを配置する。
13	いじめ対策連絡協議会	59,400円 (国1/3, 県2/3)	いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「いじめ防止対策推進法」第14条第1項に定める「いじめ問題対策連絡協議会」を設置
14	重大事態発生時の調査組織（鹿児島県いじめ調査委員会）	1,014,000円 (国1/3, 県2/3)	「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に規定する重大事態が県立学校で発生した場合、学識経験を有する第三者で構成し、公平性・中立性のもとに、その事実関係を明確にするための調査を行う。

# いじめ防止対策推進法（概要）

## 第一章 総則

1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※ 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

## 第二章 いじめの防止基本方針等

1 国、地方公共団体及び学校の各主体は、「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）を定めること。

※ 国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

## 第三章 基本的施策 / 第四章 いじめの防止等に関する措置

1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として、① 道徳教育等の充実、② 早期発見のための措置、③ 相談体制の整備、④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として、⑤ いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥ 調査研究の推進、⑦ 啓発活動等について定めること。

2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。

3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として、① いじめの事実確認と設置者への結果報告、② いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③ いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの警察との連携について定めること。

4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

## 第五章 重大事態への対処

1 学校の設置者又は学校は、重大事態（※）に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとすること。

(※) { 一 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき  
二 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2 学校の設置者又は学校は、1の調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。

3 学校は、重大事態が発生した旨を地方公共団体の長等（※）に報告、地方公共団体の長等は、必要と認めるときは、1の調査の再調査を行うことができ、また、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるものとすること。

※ 公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

## 第六章 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

（平成25年9月28日から施行）

# 鹿児島県いじめ防止基本方針の概要

## 1 概要

### 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方
  - (1) いじめの防止
  - (2) いじめの早期発見
  - (3) いじめへの対処
  - (4) 教職員の資質向上
  - (5) 地域や家庭、関係機関との連携

### 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 いじめの防止等のために県が実施する施策
  - (1) 県いじめ問題対策連絡協議会の設置
  - (2) いじめ防止対策等のための機関の設置
  - (3) 県教育委員会として実施すべき施策
  - (4) 市町村立学校における対応のための指導助言
  - (5) 私立学校における対応のための要請
- 2 いじめの防止等のために県立学校が実施すべき施策
  - (1) 県立学校いじめ防止基本方針の策定
  - (2) 県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
  - (3) 県立学校におけるいじめの防止等に関する措置
- 3 重大事態への対処
  - (1) 学校の設置者又は学校による調査
  - (2) 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置

### 第3 その他

- ・ 市町村における基本方針，県立学校における学校基本方針について，策定状況を確認し，公表する。
- ・ 必要に応じて基本方針の見直しを検討し，必要な措置を講じる。

## 2 策定の経緯

- |       |             |                             |
|-------|-------------|-----------------------------|
| 平成25年 | 6月28日       | 「いじめ防止対策推進法」公布              |
| 〃     | 9月28日       | 「いじめ防止対策推進法」施行              |
| 〃     | 10月11日      | 「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学大臣決定 |
| 平成26年 | 1月14日～2月13日 | 県基本方針案パブリックコメント実施           |
| 〃     | 3月20日       | 第3回教育委員会臨時会において県基本方針を決定     |
| 平成29年 | 7月28日～8月28日 | 県基本方針案パブリックコメント実施           |
| 〃     | 10月6日       | 教育委員会定例会において県基本方針を決定        |

## H31 いじめ防止基本方針

H26.4 策定

### 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

#### (1) いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 「いじめ防止対策推進法 第2条 第1項」

#### (2) いじめを防止するための基本的な方針

いじめは、いじめを受けた生徒の、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、「いじめほどの学校にも起こり得る」という問題認識のもと、「弱い者をいじめることは人として絶対に許されない行為である」という強い認識に立ち、いじめ問題に対して全職員の協力体制を確立して臨むことで、早期発見、早期解決に努める。全ての生徒がいじめを行わず、かつ他の生徒に対して行われるいじめを認識しておきながら放置することがないように、いじめが加害、被害のみならず、周囲を含めた多くの生徒の心身に及ぼす影響と、このいじめ問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、本方針を掲げ、いじめ防止のための対策を講じる。

#### (3) いじめ防止基本方針の目的

- ア いじめは人権侵害及び犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校づくりに計画的、組織的に取り組む。
- イ 学校、学年、学級及び部活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、生徒一人ひとりの自己存在感、自己肯定感の涵養に努める。
- ウ 生徒自らが安心して生活できる集団を築き、いじめを許さない社会の実現に努める生徒の育成を目指す。
- エ 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努め、地域全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない地域の実現を目指す。

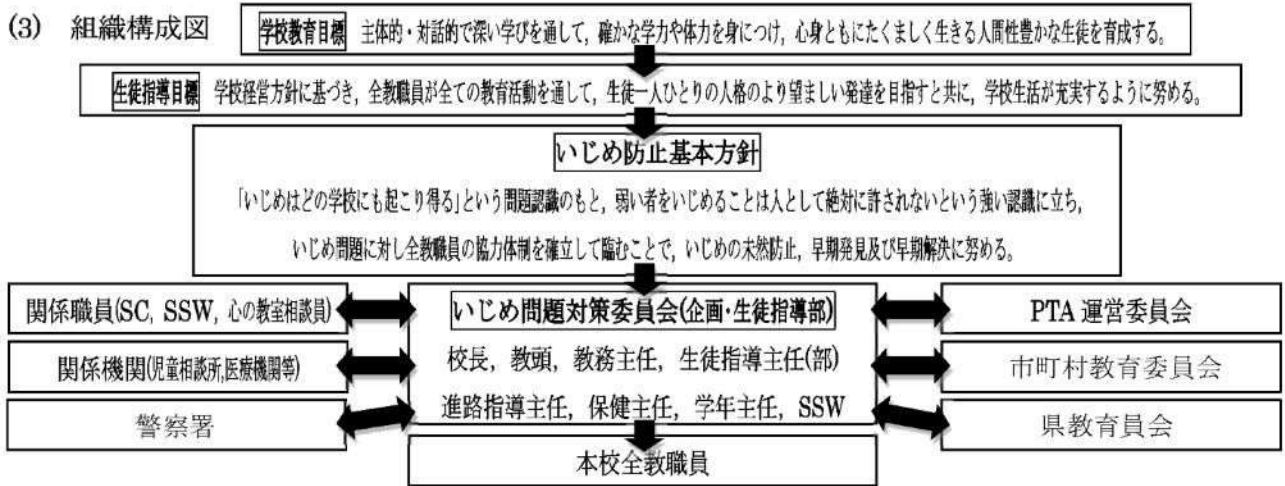
### 2 いじめ問題対策委員会の設置及び取組

- (1) 組織の構成 … 本委員会の主任を生徒指導主任とし、管理職を含め生徒指導部が兼ねる。いじめ問題対策委員会の構成は、校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、進路指導主任、保健主任、学年主任、各学年生徒指導係、SC、SSWで構成。いじめを受けていると思われる時は、必要に応じて関係職員を招集する。

#### (2) 組織の役割

- ア 生徒の変化やいじめの兆候をいち早く察知するために、学級学年間の情報を収集、共有して、迅速かつ適切な初期対応を行い、早期解決を図る。
- イ いじめ事案発生に対して、その事実確認及び対応の中心となることを行う。
- ウ 早期発見のための取組を継続的に行えるよう、全教職員に理解を求める。
- エ 全教職員に向けて、いじめ防止に関する研修を行う。
- オ 生徒や家庭及び地域に向けて、いじめ防止のための啓発を積極的に行う。

(3) 組織構成図



(4) 年間計画

月	月別目標	活動内容						
		学校行事	PTA補導活動	道徳	特別活動	情報モラル	相談体制	職員研修
4	落ち着いて学習できる雰囲気を作らせる。	・入学式・家庭訪問 ・集団行動訓練		1年 懐かしい 2年 實りある友情 3年 健康な生き方			・家庭訪問	
5	活動を通して、新たな交友の輪を広げさせる。	・一日遠足・避難訓練 ・交通安全教室		1年 自分をきたえる 2年 さまじりの悪魔 3年 信頼に支えられた友情	望ましい学級集団の育成と、よりよい人間関係の育成			・特別支援教育 ・生徒理解
6	教室美化に努め、物を大切に扱うことを考えさせる。	・生徒総会・地区総体 ・期末テスト	・登校指導	1年 自主的な判断 2年 威厳とは何ぞ 3年 信頼の心が送るもの		・地域懇談会における意見交流		・不登校対策 ・いじめ対策
7	活動を通して、仲間と達成感を味わわせる。	・合唱コンクール・終業式 ・県総体・日曜参観	・夏祭り補導	1年 よりよい集団づくり 2年 リクエスト 3年 感謝が育てる友情		・情報モラル教室における講話	・三者面談	・救急救命法講習
8	ルールを守り、夏休みを安全に楽しく過ごさせる。		・夏祭り補導 ・定期街頭補導					・携帯電話 ・発達障害理解
9	集団の中の一員として、役割を果たさせる。	・始業式・実力テスト ・体育大会・役員改選	・街頭補導	1年 自分と自分とがこども 2年 よりよい社会の実現 3年 思い人徳				・人間関係づくり
10	活動を通して、一生涯の想い出や友情を作らせる。	・新人総体 ・宿泊学習・修学旅行	・登校指導	1年 いじめを断ち切る強さ 2年 強い正義感 3年 いじめを野合心	個で抱える悩みを仲間や集団の力でよりよい方向に解決しようとする態度の育成			・人間関係づくり
11	善悪を正しく判断、行動しようとする心を育てる。	・文化祭 ・期末テスト		1年 自分を生かす集団 2年 思慮深い判断と責任 3年 法の尊厳と守り				・人権問題
12	異性を正しく理解し、尊重することを考えさせる。	・三者面談 ・終業式	・定期街頭補導	1年 誠実な行動と責任 2年 責任ある判断 3年 法の尊厳と守り			・三者面談	
1	真の友情や友情の尊さについて考えさせる。	・始業式・教育相談 ・私立入試	・定期街頭補導	1年 生命の尊さ 2年 誇りと心にかけた礼儀 3年 公正・公平な心	学級集団の一員として役割を果たし、自己存在感、自己肯定感を感じられるような態度及び態度の育成		・教育相談	
2	積極的に家族を支え、感謝する大切さを伝える。	・立志式 ・学年末テスト	・登校指導	1年 公正・公平な社会 2年 正義を執る心 3年 投票の態度				
3	他者に感謝し、出逢いを大切にす意欲を育てる。	・公立入試・卒業式 ・修了式・辞任式		1年 思いやり 2年 良心に動かない生き方 3年 生き守る				

3 学校アンケート等の実施について (年間11回実施)

生活アンケート 11回

# 県立〇〇高等学校いじめ防止基本方針

平成28年4月改定

平成29年4月改定

令和元年8月改定

## 1 いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 鹿児島県のいじめ問題への対応の考え方

いじめ問題の対応は、軽微と思われることでも積極的に把握し、「1件でも多く発見し、それを解消する」という基本認識の下、児童生徒に対して適切な対応を取ること。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する必要がある。

なお、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する必要がある。

- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態にいたったという申し出があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

## 3 〇〇高等学校 いじめ問題への目標

いじめは、どの子どもにも起こるものであるという認識のもと、一人の教職員が問題を抱え込むのではなく、全教職員が一丸となって「いじめを生まない・許さない」学校づくりを組織的に推進し、未然防止や早期発見に努め、いじめが発生した際には、いじめ解消のために職員・保護者及び各関係機関と連携して、迅速かつ適切に対応する。

## 4 〇〇高等学校いじめ防止対策委員会

- 〔内容〕
- ・年間を通した組織等について検討
  - ・年間の活動を検証し、次年度への計画の作成
  - ・いじめかどうかの判断
  - ・重大事態かどうかの判断
  - ・重大事態発生時の対応
  - ・支援チームの編成

- 〔構成〕 校長・教頭・四部主任・学年主任・人権同和教育係代表・教育相談係代表・養護教諭・その他必要に応じて関係者及び外部専門家



## 5 年間計画

	生徒関係	職員関係	検証関係
4月	いじめ問題を考える週間【未】 (統一LHR) 家庭訪問・三者面談【未】【早】 いじめ防止標語募集【未】	いじめに関する共通理解【研】 地区生活指導連絡協議会【研】	年間の活動計画の検討【計】
5月		学校関係者評価委員会	
6月	アンケート調査(いじめ)【早】 QU・学校楽しーと【早】 定期教育相談【未】【早】		アンケートの分析【早】
7月	情報モラル教育講演会【未】	〇〇町愛のパトロール【未】	一学期の取組の総括【計】
8月		校内研修【研】	
9月	いじめを考える週間【未】 (統一LHR) アンケート調査(いじめ)【早】 個別面談(臨時教育相談)【未】【早】		アンケートの分析【早】
10月	定期教育相談【未】【早】 人権教育(統一LHR)【未】	校内研修【研】 人権童話教育研修会【研】 地区生活指導連絡協議会【研】	
11月		県生活指導連絡協議会【研】 学校関係者評価委員会	
12月			二学期の取組の総括【計】
1月			
2月		学校関係者評価委員会	
3月		〇〇町愛のパトロール【未】	年間の総括及び次年度の取組確認【計】

未然防止に係わる取組【未】

教職員の資質向上に係わる取組【研】

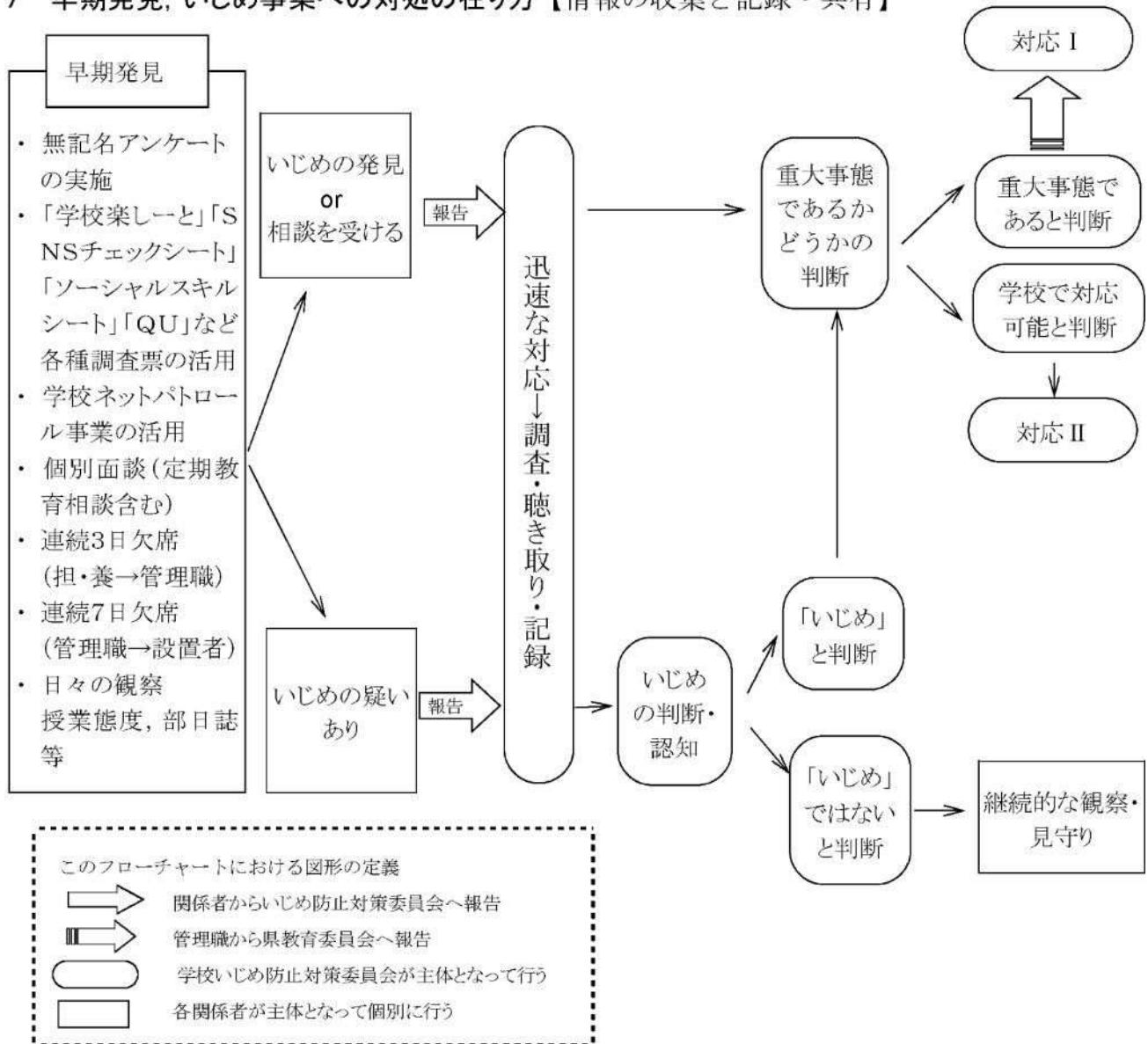
早期発見に係わる取組【早】

事案対処の行動計画【計】

## 6 いじめ防止のための取組【未然防止のための環境づくり】

- ・ 生徒会によるいじめ防止活動
- ・ 外部講師による講話
- ・ 総合教育センターでの研修受講
- ・ 統一LHRによる人間関係づくりや議論
- ・ 生徒指導連絡協議会での情報収集と情報共有
- ・ 体験活動を活用した人間関係づくり
- ・ 年度当初、長期休業後の自殺予防対策
- ・ 教職員の資質向上のための職員研修

## 7 早期発見, いじめ事案への対処の在り方【情報の収集と記録・共有】



### いじめの認知・判断についての留意事項

- ・ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つ。
- ・ 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」と要件が限定して解釈されることのないように努める。 いじめられていても、本人がそれを否定する場合があります。これを踏まえ、生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- ・ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策委員会を活用して行う。

## 8 対応Ⅰ「重大事態」への対応について

### (1) 「重大事態」への対応

重大事態の「疑い」が生じた段階で調査を開始し、重大事態と判断した際は、速やかに校長は県教育委員会に報告し、指導助言や必要な措置についての指示を受け、それに従い組織的に対応する。

### (2) 「重大事態」とは

A いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。(法第28条第1項)

B いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。(法第28条第1項)

C 児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

### (3) 「重大事態」判断の目安(法第28条第1項)と具体例

A  児童生徒が自殺を企図した場合

・軽傷で済んだものの、自殺を企図した

心身に重大な被害を負った場合

・リストカットなどの自傷行為を行った

・暴行を受け、骨折した

・投げ飛ばされ脳震盪となった

・殴られて歯が折れた

・心的外傷後、ストレス障害と診断された

・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く

・わいせつな画像や顔写真を加工された画像をインターネット上で拡散された

金品に重大な被害を被った場合

・複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した

・スマートフォンを水に浸けられ壊された

B  いじめにより転学等を余儀なくされた場合

・欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学(退学)した

(重大事態の目安である30日に達していなくても)

C  いじめの有無や因果関係とは別に、児童生徒や保護者の申立てがあり、A・Bのいずれかの要件を満たす場合

### (4) 県教育委員会への第一報の時期

A 学校がその事案を認知したとき(当日)

B 連続で7日間欠席したとき

C 児童生徒や保護者からの申立てがあり、重大事態であると認知したとき(当日)

(5) 「重大事態」が発生した際の調査

調査主体が学校となるか、県教育委員会となるかの判断は、県教育委員会が行うことになっているが、学校でも可能な限り詳細な調査を行う。

○ 学校主体で調査する際の調査のポイント

ア 次の6項目について調査実施前に被害生徒・保護者に説明する。

- ①調査の目的・目標      ②調査主体(組織の構成・人選)      ③調査時期・期間  
④調査事項・対象      ⑤調査方法      ⑥調査結果の提供

イ 調査の目的を明確にし、結果を被害生徒・保護者に提供する場合があることをあらかじめ調査対象者である他の生徒や保護者に説明した上で実施する。

ウ 被害生徒やいじめに係る情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とし、調査を実施する。

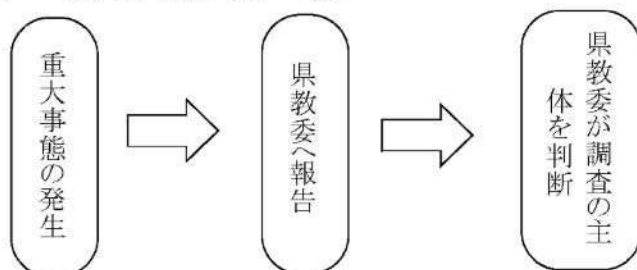
エ 調査に係る記録は少なくとも5年間は保存し、手書きのメモの形式をとるものも保存する。

オ 被害生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、可能な限り対応を振り返り、検証し、再発防止に努める。

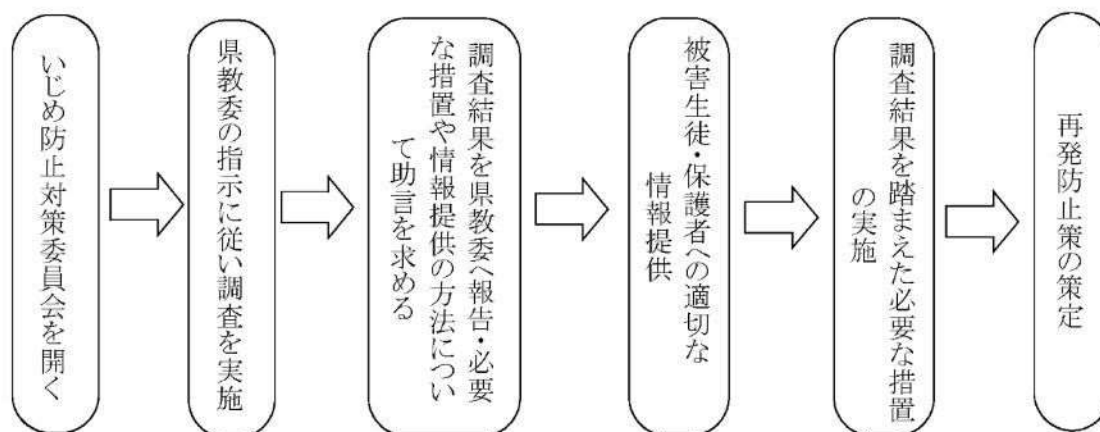
(6) 再発防止策の策定・報告

学校の基本方針の見直しも含め、いじめ防止に向けた日常的な取組までを含めた再発防止策を策定、共有、実践する。

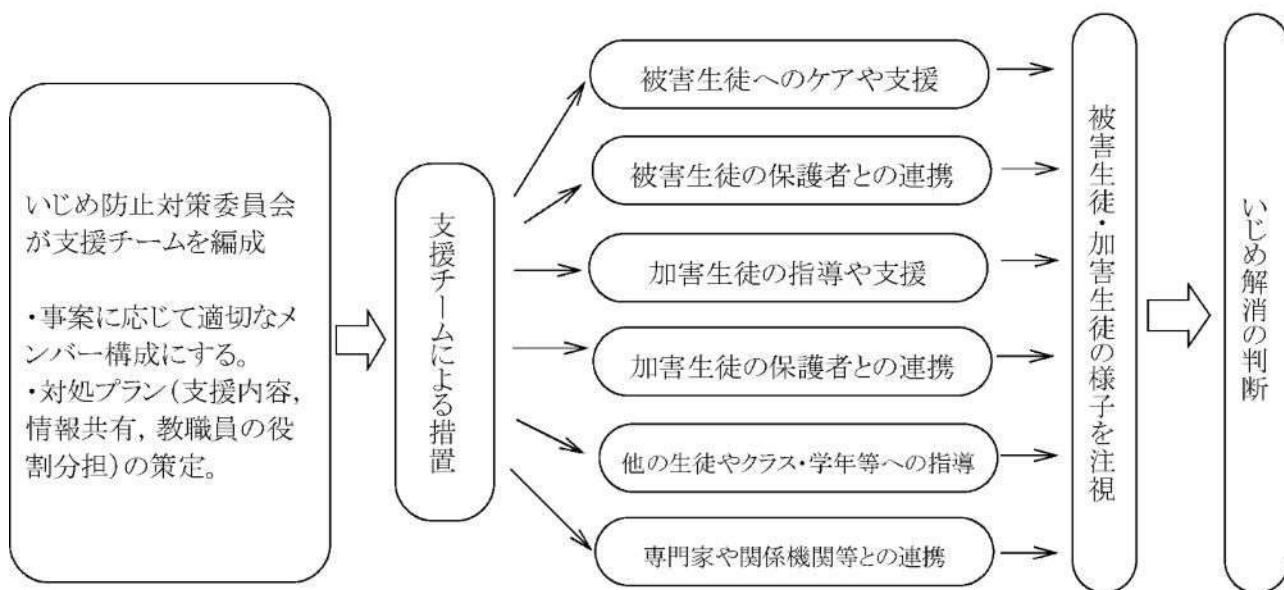
(7) 「重大事態」対応の流れ



学校が調査主体の場合



## 9 対応Ⅱ 学校で対応可能と判断した「いじめ」への対応の流れ



### いじめ解消の判断の目安

- ①いじめに係る行為が, 少なくとも3か月止んでいる。
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められる。  
(生徒・保護者に面談等で確認)

小学校 第6学年 実践例

【授業実践のポイント】

- ① 多面的・多角的に考えさせるための発問の工夫
- ② 道徳的価値の理解を図るための交流の場や学習形態の工夫
- ③ 自己を見つめ振り返る手立ての工夫

1 主題名 いじめをたち切る正義 [C-(13)公正・公平, 社会正義]

(1) 教材名 「わたしのせいじゃない」(日本文教出版「小学道徳 生きる力」6年)

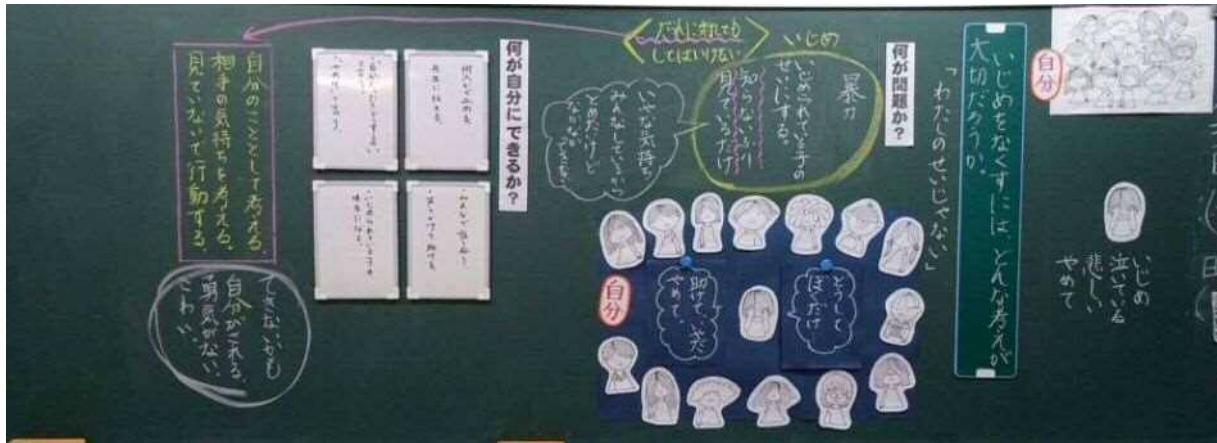
(2) 本時のねらい

いじめに対する傍観者としての無責任な気持ちがいじめを生んでいることを理解し、いじめをたち切るための正義を貫く方法や意義を考えることを通して、自分にできることを考えて行おうとする態度を育てる。

2 授業の展開

過程	主な学習活動	時間	指導上の留意点
意識化	1 いじめの場面絵を見て問題を捉える。	2分	発「この場面はどんな様子なのだろうか。」 ○ 思ったことや感じたことを発言させ、いじめの様子に気付かせる。
焦点化	2 めあてをとらえる。  いじめをなくすためにはどのような考えが大切だろうか。	2分	○ いじめはどこにでも起こり得る問題であることや「クラスの一人として」など、自分のこととして考えていくことを確かめ合う。
追求・深化	3 教材文を読み、登場人物の行動について話し合う。 (1) 何が問題なのか考える。 ・ 傍観者について考える。 ・ いじめられている子の気持ちを考える。  (2) 自分にできることはないか考える。 ・ グループで話し合う。 ・ 発表する。 (3) 行動するためにはどのような考えが大切か考える。	24分	○ 何が問題なのかという視点をもたせて読ませる。 発「何が問題なのでしょう。」 ○ 何が問題なのかを考えさせることにより、いじめや傍観者の様子に気付かせる。 ○ 暴力や傍観者、いじめられている子など様々な視点で捉えさせ、身勝手や偏見への怒りをもたせる。 ○ 傍観者もいじめに加担していることを確認し、理由を考えさせる。 ○ 自分に置き換えて考えさせ、だれも助けてくれないことに対する孤独・寂しさ・怒りに気付かせる。 発「この状況の中で、自分にできることを考えてみよう。」 ○ いじめをなくすための具体的な言動や動機について考えさせる。 発「実際に行動していくにはどんな考えが大切だろうか。」 ○ 人間の弱さを見つめさせ、その弱さはだれにでもあることに気付かせ、心の弱さを克服しない限りいじめはなくなることを自分のこととして捉えさせる。
自覚化	4 今までの自分を振り返り、今日の学習を通して分かったことやこれからの行動に生かしたいことを考えて発表する。	12分	発「今日の学習で分かったことや今までを振り返って、これからこうありたいと思うことは何ですか。」 ○ 心の弱さに気付きながらも、自分のできることを行うという一歩を踏み出そうとする態度を大事にさせたい。
意欲化	5 自分ができ声かけを考えてする。	5分	○ 役割演技をとおして、自分で考えて行動を起こすことの大切さを感じ取らせ、意欲化を図りたい。

## 【板書】



### 【多面的・多角的に考えさせるための発問の工夫】

- ・ 板書計画と対応させた発問計画を作成する。その際、「中心発問」と「補助発問」を予想される児童の反応と組み合わせて明記する。
- ・ 「4つの問い返し」（共感的発問、投影的発問、分析的発問、批判的発問）の視点をもとに、ねらいを意識した発問を工夫する。

### 【道徳的価値の理解を図るための交流の場や学習形態の工夫】

- ・ グループの話合いで、自分と同じ考えや異なる考えにふれ、自分自身の考えをより深めさせる。また、人間の心の弱さや道徳的価値を実践していくことの難しさについて互いに気付かせ、それでもなお「できることを行っていこう」とする気持ちを共有させる。

### 【自己を見つめ振り返る手立ての工夫】

- ・ 「本当にできるか」という問い返しを行い、自分自身について、再度考えさせる。
- ・ 道徳的価値について考えをまとめ、自分の生活を振り返る視点のワークシートを工夫する。
- ・ 「役割演技」を行い、相互に見ることで、道徳的価値の理解を深める。

## 3 実践を終えて

### (1) 成果

- ・ 発問や学習形態を工夫したことで、より深く自己と対話し、考えようとすることができた。また、児童が交流することで、考えをさらに深めようとし、多面的・多角的に考えることができた。
- ・ 自分の考えを書く活動や「心メーター」などによる考え方の可視化、また、ワークシートの蓄積によって、自己をより深く見つめたことで、自己の考え方の変容に気付き、自分の生活や生き方などについて深く考えようとする構えができてきた。

### (2) 課題

ワークシートの蓄積や道徳チェックシートの活用、児童一人一人の長期的な見取りや効果的で簡潔な評価方法についての工夫などが、更に必要である。

小学校 第6学年 実践例（板書・ワークシート・感想）

**発** 「この場面はどんな様子なのだろうか。」  
 C.. いじめの場面。  
 C.. みんなでいじめている。見ている。  
 C.. つらそう。

**補** 「自分がここにいたらどうする？こんな状況でいいのかな。このままでいいのかな。今日はこのことを考えてみましょう。」

**めあて**

**発** 「いじめをなくすためにはどんな考えが大切だろうか。」  
**補** 「朗読する。」（音読を聞いてサイドラインを引く）  
**発** 「何が問題なのでしょう？」 グループ  
 C.. たたいている。  
 C.. 大勢でいじめている。  
 C.. その子のせいではないと言っている。  
 C.. 無責任だ。見ていたのに黙っていていいのかな。  
 C.. 知らないふりをしている。  
 C.. 誰のせいなのかな。

**補** 「見ていることはなせいけないの」  
 C.. いじめがひどくなるから。  
 C.. たたくことと同じように傷つけるから。  
**補** 「いじめられている子どもの気持ちは？」  
 C.. 一人ぼっちで悲しく寂しい。  
 C.. 誰も助けてくれない。  
 C.. もう友達じゃない。助けて。  
**補** 「見ていることを続けたらどうなるの。」  
**発** 「この状況の中で、自分にできることを考えてみましょう。」（ワークシートに書く）  
 C.. 数人で止める。悲しいことになるから行動する。  
 C.. みんなで話し合う。自分の事として考えたいから。  
 C.. 先生に相談する。自分たちでは無理だから。  
**発** 「泣いている子の味方になる。気持ちを考えたから。本当にできるのかな。」 「いじめは絶対にだめだね。見ているだけでもいけないね。分かっているけどできない。でも、それを実際に行っていくためにはどんな考えが大切なのかな。」  
 C.. 見ていないで行動する。  
 C.. 相手の気持ちを考える。  
 C.. 自分のこととして考える。

**発** 「今日の学習で分かったことや今までを振り返ってこれからはこうしたいと思うことを書きましょう。」  
**発** 「自分だったら、どんな声かけをしますか。」

ワークシート

月 日 名まえ

教材名 「わたしのせいじゃない」

一、めあて

いじめをなくすには、どんな考えが大切だろうか。

二、いじめが起こっている場面で、どんなことができるでしょうか。自分にでき

考え

ることを考えてみましょう。また、それはどんな考えからそうするのですか。

三、今日の学習で分かったことや、今までを振り返って、これからどのようにしたいかを書きましょう。理由も書きましょう。

児童の感想

■ いじめは、いけないことだと分かっている。勇気をもつてなくさないといけない。  
 ■ いけないことだと分かっているが、自分は行動することができるか分からない。



## 教科書抜粋

## 教科書抜粋